

夕張市財政再生計画の変更 (令和2年9月)の概要

- 本年7月7日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和2年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等については変更はない。

I 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 生活保護費国庫負担金に係る過年度過誤納還付金 (+28百万円)

令和元年度の生活保護費国庫負担金について、既交付額が実績に比して過大であったことから、その精算に係る経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 28百万円

(2) 市立診療所のボイラー設備改修工事 (+7百万円)

老朽化により暖房能力が低下している市立診療所のボイラーについて、冬期間の新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のために、外来や病床の暖房スペースを広く確保し一定の換気を行った場合、室温が低下し、利用者の健康への影響が懸念されることから、その改修に係る経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 7百万円

(3) 国民健康保険事業会計への繰出し (+7百万円)

人事異動に伴い生じる職員給料等の不足額及び令和3年度より施行となる国民健康保険法施行令改正に対応するための既存システムの改修費用について、一般会計から国民健康保険事業会計へ繰り出す経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 7百万円

※ 変更に必要な一般財源については、財政調整基金繰入金により対応。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋13百万円）、繰入金の増（＋84百万円）、その他（＋0百万円）により97百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋1百万円）、物件費の増（＋15百万円）、維持補修費の増（＋4百万円）、扶助費の増（＋0百万円）、繰出金の増（＋7百万円）、その他の増（＋71百万円）により97百万円の増

※端数処理の結果、合計が一致しない。